

粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

～粒子線治療の研修に係る出入国管理の特例～

(国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業 法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成二十七年内閣府・法務省令第四号(平成27年11月20日施行))

特例措置前

○外国の医師や放射線物理工学の専門家等が、在留資格「研修」で入国・在留する場合、在留期間は最長1年。
(根拠) 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条・同別表第2(第3条関係)

ニーズ

○在留期間が1年を超えて、国外医療機関の医師等を受け入れ、粒子線医療研修を実施することができれば、粒子線医療の普及とともに日本製装置の輸出を促進する効果が見込める。

特例措置

○外国における医師等に相当する資格を持つ外国人や医師等に同行する、医療で用いる放射線に係る物理工学の専門知識を有する外国人が、以下の要件を満たし、診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能を習得することを目的に在留する場合、在留期間を最長2年とする。

《要件》

- 以下のすべてに該当する本邦の公私の機関で受け入れられること。
 - ①当該区域計画に係る国家戦略特別区域内にあること。
 - ②当事業の実施に携わる機関として関係地方公共団体から指定を受けている。
- 国籍又は住所を有する国において所属する機関の業務の一環として派遣されるものであること。

効果

- 海外への粒子線治療の普及。
- 日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進。